



■ 外国人労働者を雇うにあたって ■

直近の統計によると、日本での外国人労働者は146万人。あおば事務所の顧問先様の全従業員中では、外国人従業員の割合は1.7%程ですが、採用や手続き等についてご相談が多くなってきています。

採用の際には、在留カードを提出してもらい、在留資格、在留期間、就労制限の有無の確認が必要です。

◆ご質問等が多い次の点にも留意してください◆

- 在留資格が「特定活動」の場合は、パスポートに添付されている指定書でその事業所で働く事が可能かの確認も必要です。
- 一度退職した外国人の方が再入社する場合は、在留カードが更新されていることが考えられますので、再度在留カードの確認をしてください。
- 雇用保険に加入しない短時間勤務の方でも、ハローワークに「外国人雇用状況届出書」の届出が必要のため、採用した際はあおば事務所にご連絡をお願いします。



◆法律以外の留意点◆

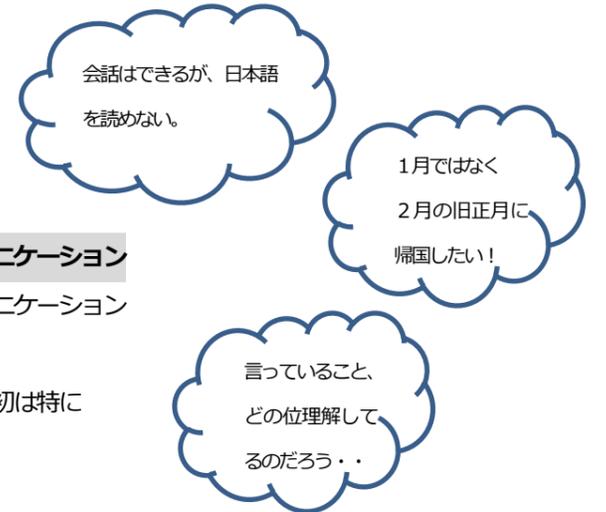
日本語の理解度や育った環境、慣習や宗教上の差により・・・

- 外国人の従業員の方々が孤立してしまう。
- 日本の上司に相談しにくい、伝わらない、伝わってこない。
- トラブルに発展。折角の人財を失ってしまう。

これらの問題の予防・対策のポイントはコミュニケーション

- ジェスチャーやアイコンタクト、声のトーンなどの非言語コミュニケーション
- 文字・絵・表の活用

差異があることを理解しつつ、日本の文化水準や常識を伝え、入社当初は特にコミュニケーションを密にとることが重要と思われます。



◆外国人労働者に関する主な機関等◆

【入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せ】

→出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター ワンストップ型相談センター
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

【技能実習、特定技能に関するお問合せ】

→JITCO (公益財団法人 国際研修協力機構) <https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/index.html>

【外国語での労働条件等についての電話相談】

→厚生労働省 外国人向け相談ダイヤル <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

【日本語の不自由な外国人へ医療機関の案内・医療電話通訳】

→特定非営利活動法人AMD A国際医療情報センター <https://www.amdamedicalcenter.com/ouractivities>

■ 企業のご紹介 ■

今回は、あおば事務所から下記求人広告代理店 **FAITH 株式会社**の細谷様 をご紹介いたします。

超売り手市場が社会問題になっている現在、採用難・人材確保は企業にとって頭を抱える課題の一つになっています。

ターゲットを絞り込み、「ネガティブ要素」をもオープンにするなど、誠実にリアルを伝えるほど、

「魅力的で効果的な求人広告」になり、採用成功に繋がります。

多くの方が応募をする求人広告も大切ですが、本当に採用したい方のハートを掴む求人広告を作ってみませんか？

【問い合わせ先】FAITH 株式会社 代表取締役 細谷 Mobile : 090-5816-2044
Mail : k.hosoya@faith-2019.co.jp

■ お知らせ ■

＜あおば事務所の休業日のご連絡＞

11月15日(金)は全社員研修のため、**午後(13時~18時)の業務は休業**とさせていただきます。皆様にはご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い致します。

＜社会保険加入の顧問先様＞

社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更の際には、該当した支払月の月末までに給与変更連絡票の送付をお願い致します。

＜あおば新聞で貴社を紹介することができます＞

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができます。スペースは限られてしまいますが、詳細はご相談ください。

＜あおば事務所の職員紹介＞

<https://aobaroumuoffice.com/staff/> 左記ホームページ上で写真付きで紹介しておりますので、是非ご覧ください。